

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号、以下「法」という。）第7条の規定に基づき、名寄市農業委員会に係る「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を次のように定める。

令和5年3月29日

名寄市農業委員会
会長 沼田 清 憲

名寄市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針
名寄市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（平成31年名寄市農業委員会決定）の一部を改正する。

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として位置づけられた。

名寄市は、平成18年の市町合併を経て、風連地区、名寄地区及び智恵文地区において広範囲の営農が形成されており、農地の利用状況や営農類型の違いを踏まえた農地等の利用の最適化の推進を図ることが求められている。

以上の観点から、農業委員による担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に推進されるよう「名寄市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（令和3年3月29日名寄市農業委員会決定。以下「指針」という。）において具体的な目標及び推進方法を次のとおり定める。

なお、この指針は、北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び名寄市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うものである。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A・単位ha)	遊休農地面積(B・単位ha)	遊休農地の割合(B/A・単位%)
当初 (令和3年4月)	11,239	0	0
3年後の目標 (令和6年4月)	11,239	0	0
目標 (令和13年3月)	11,239	0	0

※ 管内の農地面積の数値は、農業委員会内部資料に基づく数値

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 遊休農地の未然防止等

遊休農地の所有者、利用者、占有者等に対し、法的な位置付け、周辺農地への影響、解決方法等について、農業委員会及び農業委員の説明及び提案により新たな遊休農地を発生させないように努める。

② 違反転用等の防止

農地パトロール等による違反転用の発生防止、早期発見及び農地の適正利用に関する現場活動は、日常的に実施する。

③ 適正かつ速やかな非農地判断

効果的、効率的な農地パトロールにより、遊休農地化する可能性がある農地の早期発見及び利用状況調査に基づき再生利用困難に区分される荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い守るべき農地を明確にする。

④ 「農業委員会サポートシステム」の利用の推進

利用状況調査及び利用意向調査の結果を踏まえ、「農業委員会サポートシステム」への反映により、農地台帳の正確な記録の確保及び公表の推進を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 農地利用の集積の目標

	管内の農地面積(A・単位ha)	集積面積(B・単位ha)	集積率(B/A・単位%)
当初 (令和3年4月)	11,239	9,872	87.8%
3年後の目標 (令和6年4月)	11,239	10,115	90.0%
目標 (令和13年3月)	11,239	10,670	94.9%

※ 管内の農地面積の数値は、農業委員会内部資料に基づく数値

(2) 担い手への農地利用集積・集約化に向けた推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成及び見直しに当たっては、農業委員が積極的に参画する。

② 円滑かつ適正な農地利用集積の推進

地域の農地の利用状況及び担い手の意向を踏まえた農地の利用調整を推進するほか、農地移動適正化あっせん事業の積極的な活用促進により、円滑かつ適

正な農地利用集積の推進及び集約化に努める。

③ 関係機関との連携による農地利用集積の推進

農業委員会は、市、農協、農地中間管理機構等と連携し、将来の農地利用の把握に努めるほか、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングに取り組む。

④ 農地の所有者を確知することができない農地が発生した場合については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
当 初 (令和3年4月)	2 人 (14.0 ha)	20 法人 (1,611.5 ha)
3年後の目標 (令和6年4月)	4 人 (28.0 ha)	22 法人 (1,772.7 ha)
目 標 (令和13年3月)	8 人 (56.0 ha)	25 法人 (2,014.4 ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携による新規参入の推進

ア 市、農協及び農業改良普センター等と連携を図る。また、農業委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努める。

イ 関係機関による新規就農支援チームを組織し、営農意欲の高い就農希望者に対し、就農につながるよう営農計画の実現性及び支援協力を行うよう努める。

② 集落支援員による取組の推進

新規参入者の営農及び地域との関係性の強化並びに生活全般に係る相談・支援体制の強化を図るため、積極的に集落支援員による取組を推進する。

③ 新規参入の地域受入の促進

農業委員による新規参入者に対する地域の受入れの促進のほか、就農後の安定した経営のために助言・指導等を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。